

『無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する企業を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により申請書を作成し提出をお願いします。

申請書を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、業務発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

令和3年11月15日

国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所長 佐藤 重孝

記

1. 協定の概要

- (1) 名 称 無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定
- (2) 目 的 本協定は、相武国道事務所が管理する道路施設等に災害等が発生した場合または発生の恐れがある場合や、東京都心23区内において震度6弱以上(気象庁発表)の地震(以下「大規模地震」という。)が発生した場合において、相武国道事務所が管理する国道及び、国道20号(東京都千代田区霞が関2丁目～東京都世田谷区給田三丁目)(以下「啓開道路」という。)の災害応急対策活動(以下「活動」という。)を実施するにあたり、速やかな災害状況把握と道路啓開、被災施設の早期復旧に資することを目的としている。
- (3) 内 容 別添 協定書(案)のとおり
- (4) 期 間 令和3年11月15日から令和6年8月31日まで

2. 応募資格

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
- ① 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度「測量」又は「土木関係建設コンサルタント業務」のいずれかに係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- ② 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、「競争参加資格者の資格に関する公示」(平成30年11月26日付官報)に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 遠隔操作による空撮用無人航空機を所有(自社の下請負会社等が保有し、活動時に使用できる体

- 制を確保している場合も含む)し、災害現場において被災状況調査等のための活動(撮影等)が行える者であること。また、GPS等による位置の安定機能を使用することなく、安定した離着陸、空中操作が可能な者であること。なお、撮影能力は静止画と動画撮影の両方を満足すること。
- (7) 所有(協会会社等が保有し、活動時に使用できる体制を確保している場合も含む)している無人航空機のメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 航空法(昭和27年法律第231号)第132条第2項第2号の規定による許可または、同法第132条の2第2項第2号の規定による承認を受けた実績があること。
- (9) 「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定書」第5条(活動開始の要請)に基づき、操縦者による点検活動を開始できる者であること。

3. 申請書類の作成等

(1) 申請書類の作成

申請書の作成については、以下のとおりとする。

- ① 協定参加資格確認申請書【様式-1】
- ② 無人航空機の所有(確保)状況及び機器の性能が確認できる資料、撮影能力の性能が確認できる資料及び航空法第132条または第132条の2に基づく「無人航空機の飛行に関する許可・承認」の実績が確認できる資料【様式-2-1】【様式-2-2】
- ③ 活動の実施体制【様式-3】
- ④ 「無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」【様式-4】
- ⑤ 所有している無人航空機のメンテナンス体制が整備されていることが確認できる資料【様式-5】
- ⑥ 一般競争参加資格認定通知書の写し
- ⑦ 協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト【様式-6】

(2) 申請書の提出

① 申請書の提出のために必要な資料の交付期間及び入手方法

- ・交付期間: 令和3年11月15日(月)から令和3年12月3日(金)まで
- ・入手方法: 相武国道事務所ホームページからのダウンロードにより、資料1式(公募文、協定書(案)、申請書(様式-1~様式-6))を入手。

※相武国道事務所ホームページアドレス: <https://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

② 申請書は次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るもので受付期間の消印有効)、若しくは電子メールによること。(電子メールの場合は、必ず電話にて着信を確認してください。)

- ・受付期間: 令和3年11月15日(月)から令和3年12月3日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
- ・受付場所: 関東地方整備局 相武国道事務所 管理第二課 機械係(担当: 関口 武志)
〒192-0045 東京都八王子市大和田町4-3-13
TEL 042-643-2008(管理第二課直通)
FAX 042-644-3523(管理第二課直通)
電子メール sekiguchi-t8313@mlit.go.jp

③ 提出資料は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。

(頁の記載例: 1/n~n/n)

④ 提出資料と合わせてオリジナルデータを電子媒体(CD)又は電子メールで提出すること。電子メールで提出する場合は容量を5MB以内とすること。

様式1~様式7は、①でダウンロードしたデータ(ワードファイル)とすること。

電子メールのみで提出する場合は、全てを一つにまとめたPDFファイルも提出すること。容量は5MB以内とすること。

4. 申請書の審査に関する事項

- (1) 協定の締結は、3. に掲げる応募資格を満たしている者で行う。
- (2) 応募者数が多数の場合は、以下により評価し、選定する。
- (3) 技術審査における審査事項及び選定の着目点は以下の通りとする。

表-1 協定締結者を選定するための評価基準

評価項目		評価の着眼点・判断基準		項目別配点	
応募者の経験及び能力資格実績等	資格要件	「測量」、「土木関係建設コンサルタント業務」又は「役務の提供等」の登録がある機関。 ① 登録あり なお、上記以外は選定しない。		数値化しない	
	許可の実績	(様式-2-1) 過去に、航空法に基づく「無人航空機の飛行に関する許可・承認」を受けた実績。 ① あり なお、上記以外は選定しない。		数値化しない	
	資機材の性能	(様式-2-2) 所有する無人航空機の確保及び、機器の性能を確認出来る書面。 ① 様式の提出により機材の確保、性能を確認出来る なお、上記以外は選定しない。		数値化しない	
		許容風速	(様式-2-2) 無人航空機の性能について、次のとおり評価する。 なお、複数機体を保有・確保している場合は、最も性能が良い機体を評価する。 また、機体の評価はカタログ値での評価とする。	① 10m/s 以上 ② 10m/s 未満～5m/s 以上 なお、上記以外は選定しない。	① 5 ② 3
		飛行時間		① 20分以上 ② 10～20分未満 なお、上記以外は選定しない。	① 5 ② 3
		撮影能力		静止画及び動画撮影が下記の順位で評価する。 ① 静止画は1200万画素以上、動画は4K(3840×2160以上)動画撮影に対応していること ② 静止画は1200万画素以上、動画はFHD(1920×1080以上)動画撮影に対応していること なお、上記以外は選定しない。	① 5 ② 3

			安全機能	① 墜落防止のための安全装置(パラシュートなど)が装備されている。 ② 上記以外	① 5 ② 加点しない
				① 衝突回避のための安全装置(障害物自動回避機能など)が装備されている。 ② 上記以外	① 5 ② 加点しない
			電波法適合	使用する機材の、電波法適合状況 ① 総務省令で指定される「技適マーク」の適合を受けている。 なお、上記以外は選定しない。	数値化しない

応募者の経験及び能力資格実績等	活動の実施体制等	(様式-3) 班体制の確保数を下記の順位で評価する。 ① 2班以上 ② 1班 なお、上記以外は選定しない。	① 10 ② 5
		(様式-4) 無人航空機を飛行させる者について。 ① 様式の提出により技術者の能力が確認できる なお、上記以外は選定しない。	数値化しない
	機器等	(様式-5) 無人航空機のメンテナンス体制の確保や、点検状況が適切に行われている。 ① 様式の提出によりメンテナンスの体制が確認できる なお、上記以外は選定しない。	数値化しない

(4)本協定における選定、非選定の結果については、書面により通知する。

なお、提出した申請書についてヒアリングを行う場合がある。その場合は別途日時等について連絡を行う。

(5)協定締結者への通知

「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定」の協定締結者として選定したのものには、書面により相武国道事務所長から通知をする。通知は、令和3年12月17日(金)の発送予定とする。

(6)協定締結後、事務局より別紙-1、2に示す区間内から担当工区をヒアリングにより設定する。

5. 非選定理由に関する事項

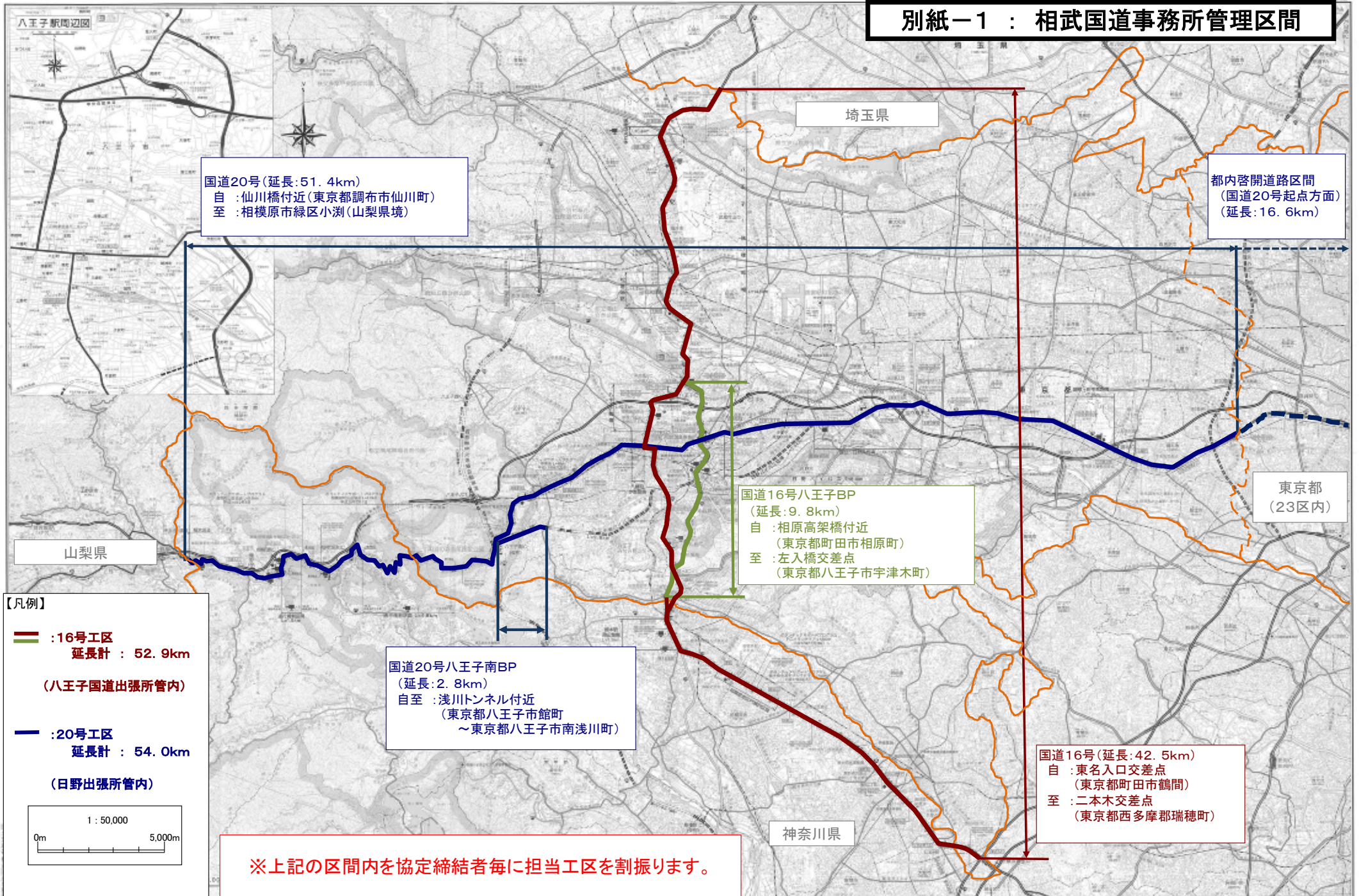
- (1) 申請書を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨の通知とその理由(非選定理由)を書面により相武国道事務所長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日という。’)を含まない。)以内に書面により、相武国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・受付窓口: 関東地方整備局 相武国道事務所 管理第二課 機械係(担当: 関口 武志)
〒192-0045 東京都八王子市大和田町4-3-13
TEL 042-643-2008(管理第二課直通)
 - ・受付時間: 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含めない。)以内に書面により回答する。

6. 実施上の留意事項

- (1) 申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) ヒアリングの低減に向け、申請書は正確・丁寧にわかりやすく記載すること。
- (3) 提出された申請書は、技術審査及び協定締結者選定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、協定締結者の「無人航空機の所有(確保)状況及び機器の性能」(様式-2-1)及び「緊急時の体制」(様式-3)等に関する情報を必要に応じて関東地方整備局並びに関係事務所に情報提供を行うことがある。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としなるとともに、その事実が協定締結後に発覚した場合には、協定締結日にさかのぼって協定締結を無効とする。
- (5) 提出期限日以降の申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された申請書は返却しない。
- (7) 問い合わせについては以下のとおりとする。

相武国道事務所 管理第二課 機械係(担当: 関口 武志)
〒192-0045 東京都八王子市大和田町4-3-13
TEL 042-643-2008(管理第二課直通)
FAX 042-644-3523(管理第二課直通)
電子メール sekiguchi-t8313@mlit.go.jp

別紙-1 : 相武国道事務所管理区間



国道20号(延長:51.4km)
自 : 仙川橋付近(東京都調布市仙川町)
至 : 相模原市緑区小淵(山梨県境)

都内啓開道路区間
(国道20号起点方面)
(延長:16.6km)

国道16号八王子BP
(延長:9.8km)
自 : 相原高架橋付近
(東京都町田市相原町)
至 : 左入橋交差点
(東京都八王子市宇津木町)

国道20号八王子南BP
(延長:2.8km)
自至 : 浅川トンネル付近
(東京都八王子市館町
~東京都八王子市南浅川町)

国道16号(延長:42.5km)
自 : 東名入口交差点
(東京都町田市鶴間)
至 : 二本木交差点
(東京都西多摩郡瑞穂町)

埼玉県

東京都
(23区内)

山梨県

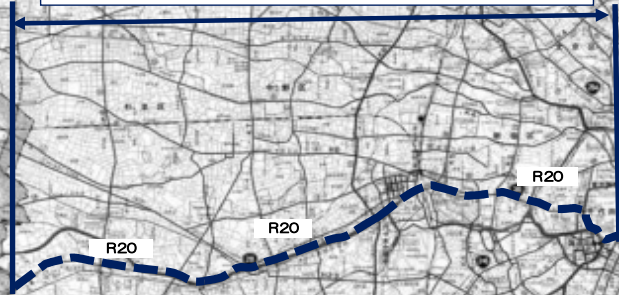
神奈川県

八王子駅周辺図

別紙-2 : 都内啓開道路区間

東京国道事務所管内道路図及び交通量図

国道20号
(延長: 16.6km)
自 : 千代田区霞が関2丁目(桜田門交差点)
至 : 世田谷区給田三丁目



凡例	
一般国道(指定区間内)	交通量調査区間
一般国道(指定区間外)	交通量調査区間外
都道	交通量調査区間
都道(指定区間内)	交通量調査区間
都道(指定区間外)	交通量調査区間外
区道	交通量調査区間
区道(指定区間内)	交通量調査区間
区道(指定区間外)	交通量調査区間外
支線	交通量調査区間
支線(指定区間内)	交通量調査区間
支線(指定区間外)	交通量調査区間外
その他	交通量調査区間
その他(指定区間内)	交通量調査区間
その他(指定区間外)	交通量調査区間外

※上記の区間内を協定締結者毎に担当工区を割振ります。



【拡大図】

協定参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所長 佐藤 重孝 様

申請者
住所
会社名
代表者氏名

令和3年11月15日付で募集のありました「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 公募要領3.(1)②に定める「無人航空機の飛行に関する許可・承認」の実績が確認できることを記載した書面(様式-2-1)
2. 無人航空機の所有(確保)状況及び機器の性能が確認できることを記載した書面、撮影能力の性能が確認できる書面(様式-2-2)
3. 公募要領3.(1)③に定める活動の実施体制を記載した書面(様式-3)
4. 公募要領3.(1)④に定める「無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」(様式-4)
5. 公募要領3.(1)⑤に定める機器のメンテナンス体制を記載した書面(様式-5)
6. 公募要領3.(1)⑦に定める一般競争参加資格認定通知書の写し

問い合わせ先

担当者 : ○○ ○○
部署 : ○○本店 ○○部 ○○課
電話番号 : ○○○-○○○-○○○○
F A X : ○○○-○○○-○○○○
メールアドレス : ○○○@○○○. ○○. ○○

会社名：(株)●●●コンサルタント

【許可・承認の実績】

・「無人航空機の飛行に関する許可・承認」の実績

許可承認番号		
許可承認日		
飛行の目的	空撮	
飛行経路 (主な地点名)	●●県●●市	
申請事項	目視外飛行	

※許可承認書(鏡)の写しを添付願います。

会社名：(株)●●●コンサルタント

【資機材の性能】

・無人航空機の所有(確保)状況及び機器の性能が確認できる資料

番号	製造者名	機種名 (型式)	製造 番号	許容 風速 (m/s)	飛行 時間 (分)	安全機能の種類		技適 マーク	備考
						衝突	墜落		
記入例				10	30	障害物自動 回避機能	パラシュー ト	適合	
1									
2									

※機種が複数台ある場合は、機種毎に記入して下さい。

評価はカタログ値と致します。カタログ等性能が確認できる資料の添付をお願いします。

また、自社規定・改造などにより、カタログ値以外の数値を使用している場合は、自社規定の性能および改造の内容が分かる資料を添付願います。

・撮影能力が確認できる資料

番号	カメラ機種	解像度		その他性能 (暗視機能など)
		静止画	動画	
1				
2				
3				

※機種が複数台ある場合は、機種毎に記入して下さい。

【活動の実施体制】

・本活動を総合的に管理する技術者

番号	氏名	在籍する社名 本支店名	在籍する本支店の住所
1			

・無人航空機を飛行させる者一覧

番号	氏名	飛行させることができる航空機	自宅から出発地までの 距離・時間
1			
2			
3			

※緊急時に速やかに対応出来る者を記載願います。
欄が不足する場合は表を追加願います。

・緊急時の体制

番号	従事者数 (名)	班数 (班)	出発地	移動手段	備考
【記入例】 1班	2	1	●●●県●●●市●丁目●番	徒歩	
1					
2					
3					

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者「〇〇 〇〇」は、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の4-2に掲げる飛行経歴・知識・能力を有していることを確認した。

確認事項		確認結果	
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。	<input type="checkbox"/> 適	
知識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	<input type="checkbox"/> 適	
	安全飛行に関する知識を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・飛行ルール(飛行の禁止空域、飛行の方法) ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能(フェールセーフ機能 等) ・取扱説明書に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準 	<input type="checkbox"/> 適	
能力	一般	飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の安全確認(第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等) ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認 	<input type="checkbox"/> 適
	遠隔操作の機体	GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適
		GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 <ul style="list-style-type: none"> ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング(回転翼機) ・ホバリング状態から機首の方向を90°回転(回転翼機) ・前後移動 ・水平方向の飛行(左右移動又は左右旋回) ・下降 	<input type="checkbox"/> 適
	自動操縦の機体	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	<input type="checkbox"/> 適
飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。		<input type="checkbox"/> 適	

※無人航空機を飛行させる者毎に作成願います。

【機器のメンテナンス】

・機器のメンテナンスに係わる体制等

	記入例	1	2
製造者名	▲▲ドローン(株)		
機種名	▲▲DX 型		
製造番号	▲▲DX-▲▲▲▲		
点検・整備 実施時期	令和2年9月		
点検・整備 実施者※	自社で実施		
点検時の 異常の有無	無し		
整備内容	外観目視点検 主翼モーター4基交換		
定期点検・整備 の間隔	飛行10時間おき		

※点検整備を他社に外注している場合は、点検整備を実施した会社名を記入する。

協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 協定参加資格確認申請書（様式-1）
- 「無人航空機の飛行に関する許可・承認」の実績、無人航空機の所有状況及び機器の性能が確認できる資料（様式-2-1～2）
- 活動の実施体制が確認できる資料（様式-3）
- 実務を担当する会社（作業基地等）から活動区間までの経路図（5万分1程度の地図）
- 「無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」（様式-4）
- メンテナンス体制が整備されていることが確認できる資料（様式-5）
- 一般競争参加資格認定通知書の写し

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。